

# 令和7年度 監査報告書

水戸市監査委員

## 目 次

### 令和7年度定期監査等報告書

第1 監査の概要 .....	1
第2 監査の結果 .....	1
第3 意見 .....	2
第4 部局別の結果 .....	5

# 令和7年度定期監査等報告書

## 第1 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項並びに同条第2項の規定に基づく定期監査及び行政監査

### 2 監査の対象

「第4 部局別の結果」に記載した監査の対象期間に執行された令和7年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行  
ただし、必要に応じて他の年度分についても監査の対象とした。

### 3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とし、次の項目を重点監査項目として、特に留意して監査を実施した。

- (1) 債権の管理について
- (2) 委託業務及び工事における随意契約及び変更契約に関する事務について
- (3) 自動更新条項を付した契約について
- (4) 現金の取扱事務について

### 4 監査の実施内容等

水戸市監査基準にのっとり、次のとおり監査を実施した。

#### (1) 書類監査

対象部課等から提出された監査資料等に基づき、試査（監査の対象とした事項について、その一部を抽出して調査し、その結果によって全体の正否又は適否を推定する監査の実施手続をいう。）により関係書類の監査を実施するとともに、備品及び金券類については、必要に応じて現物の検証を行った。

#### (2) 委員監査

対象部課長等から、監査委員室において、提出資料に基づき説明を受け、質疑を行った。

### 5 監査の期間

令和7年5月15日から令和8年2月6日まで

## 第2 監査の結果

「第1 監査の概要」のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象とした財務に関する事務の執行等については、法令に適合し、かつ正確であると認められた。しかしながら、「第3 意見」「第4 部局別の結果」に記載したとおり、検討又は改善を要すべき事項が見受けられたので、当該事務を所管する部局においては、適切に措置を講じられたい。

### 第3 意見

#### 1 現金の取扱事務について

各課の窓口等で収納金等の現金を取り扱う場合は、水戸市財務規則等に基づき、必ず出納員又は現金取扱員（以下「出納員等」という。）に任命された職員等が事務処理を行うこととされている。

各課の出納員等の任命状況を確認したところ、一部の課において、現金取扱員に任命されていない職員が現金の收受及び保管に携わっている事例が見受けられた。

各課においては、現金取扱事務の一層の適正化を図るため、所属職員の業務内容を踏まえ、現金を取り扱う職員を適切に現金取扱員に任命することにより、実態に即した事務執行体制となるよう努められたい。

また、市長部局等で必要に応じて行う出納員等の任命は、所属長の内申に基づき市長が行うものであるが、出納員等に任命された職員は、会計管理者の指揮監督を受けるものとなることから、会計課においては、各課で任命された出納員等の確認を徹底するなど、現金取扱事務に係る管理体制の強化を図られたい。

#### 2 自動更新条項を付した契約について

自動更新条項を付した契約とは、契約期間満了前に、いずれかの当事者から特段の申出がなされない限り、従前と同一の条件で契約期間が自動的に更新される旨の条項を付した契約である。この契約では、契約更新時の相手方との手続が不要となることから、事務手続の負担が軽減できるメリットがある一方で、条件を見直す機会を逸したまま、意図せずに契約が更新されてしまうおそれがあるほか、更新するための意思決定手続が不明確になるなどのデメリットもある。

地方公共団体の契約は、会計年度独立の原則に基づいて当該年度内に限って行われるものであり、地方自治法第232条の3において、「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と規定されていることから、後年度予算の裏付けがない契約において、後年度における契約の継続を約束する自動更新条項を設けることはできない。

そのため、自動更新条項を付した契約を締結する場合は、債務負担行為の設定又は長期継続契約の締結のいずれかが必須であり、さらに、長期継続契約を締結する場合は、翌年度以降において歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合には当該契約を解除する旨の条項（以下「解除条項」という。）を契約書に付す必要がある。

本市においては、令和7年度には、公金の徴収又は収納の事務の委託に係る契約や土地の賃貸借契約など、自動更新条項を付した契約を全庁で約100件締結しているが、債務負担行為を設定していないもの、解除条項を付さずに長期継続契約を締結しているものが散見されたほか、契約期間の更新について、文書による決裁が行われていないものも見受けられた。これらは、自動更新条項を付した契約に係る取扱いの基準等が明確になっていないことが要因と考えられるため、財務部においては、今後、全庁的な取扱基準等を策定するなど、各課で適切な見直しを図られるよう取り組まれたい。

### 3 随意契約について

#### (1) 少額随意契約の適正な運用の確保について

随意契約とは、競争入札の方法によらずに、地方公共団体が任意に特定の相手方を選択して締結する契約方法であり、「金額が少額の契約」や「その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき」など、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に定める要件に該当する場合に限って行うことができるものである。

このうち、金額が少額であることを理由とした随意契約（以下「少額随意契約」という。）については、地方自治法施行令の改正により、随意契約ができる基準額の見直しが行われ、本市においても水戸市財務規則等を改正し、令和7年8月1日から少額随意契約の基準額の引上げが実施されたところである。

この改正に伴い、契約締結に要する期間の短縮や事務負担の軽減が見込まれる一方で、課長限りで執行できる少額随意契約の範囲の拡大や業者を選定する際の見積徴取業者数の減少により、契約事務における公平性、透明性及び競争性が損なわれるおそれもある。

今後においても、少額随意契約における公平性、透明性及び競争性が確保されるよう、引き続き契約事務の適正な運用を図るとともに、地元中小企業の更なる受注機会の確保に努められたい。

#### (2) 入札審査会の審査除外理由の明確化について

工事及び委託業務について、「その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき」や「競争入札に付することが不利と認められるとき」などを理由とした随意契約をしようとするときは、主管副市長及び関係部長で組織する水戸市建設工事等入札審査会（以下「入札審査会」という。）の審査を経ることとされている。

このうち、「保健、医療及び診療に関するもの」、「学術文化に関する調査及び研究並びに芸術に関するもの」など、水戸市建設工事及び委託業務の契約に関する規程第69条第2項第1号から第4号までの所定の要件に該当するもののほか、同項第5号の規定により「市長が特に必要がないと認めるもの」については、入札審査会の審査を経ないで執行することができることとされている。

同項第5号を適用し、入札審査会の審査を経ずに随意契約を執行した委託業務を確認したところ、市長が特に入札審査会の審査を経る必要がないと認めた理由について、決裁文書等に明示されていなかったものが見受けられた。

随意契約の公平性及び透明性の確保の観点から、財務部においては、入札審査会の審査除外理由の明確化を各課に義務付けるとともに、同項第5号を適用した場合の決裁等については制度所管課への合議を必須とするなど、入札審査会の審査除外に係るチェック体制の構築について検討されたい。

#### 4 限りある経営資源の有効活用について

令和6年度から令和15年度までの10年間を計画期間とする水戸市行政経営改革プランの基本方針では、「最少の経費で最大の効果を挙げるための行政経営改革」を掲げ、限りある経営資源を有効に活用しながら、市民の視点に立った行政サービスの提供に取り組むとともに、将来にわたり持続可能で安定した行政経営の確立を目指すこととしている。

また、毎年度の予算編成方針においても、「行政経営改革の断行」を掲げ、歳出面では既存の事務事業の在り方をゼロベースで検討し、時代のニーズに合致しないものや費用対効果の低いものについては、抜本的な見直しを行うことを基本的な留意事項としている。

しかしながら、市民を対象とした補助金の中には、利用実績が低調なものが見受けられるなど、経営資源が十分に活用されているとは言い難い状況が認められた。今後は、利用者層を意識した周知方法の強化や、申請手続の簡素化、オンライン申請の導入などにより、一層の利用促進を図るとともに、より効果的で利用しやすい制度となるよう、積極的な見直しを進められたい。

限りある経営資源を有効に活用するため、費用対効果を十分に意識した財政運営を着実に推進し、持続可能な行政経営の確立に努められたい。

## 第4 部局別の結果

### 1 市長公室

(1) 監査の対象課

秘書課、政策企画課、交通政策課、デジタルイノベーション課、みとの魅力発信課

(2) 監査の対象期間

令和7年4月1日から令和7年5月31日まで

(3) 監査の実施期日

ア 書類監査

令和7年7月3日から令和7年7月22日まで

イ 委員監査

令和7年7月31日

(4) 監査の結果

特記すべき事項はなかった。

### 2 総務部

(1) 監査の対象課

総務法制課、行政経営課、人事課、財産活用課、市民課（赤塚出張所、常澄出張所、内原出張所及びパスポートセンターを含む。）

(2) 監査の対象期間

令和7年4月1日から令和7年6月30日まで

(3) 監査の実施期日

ア 書類監査

令和7年7月29日から令和7年8月20日まで

イ 委員監査

令和7年9月25日

(4) 監査の結果

特記すべき事項はなかった。

### 3 財務部

(1) 監査の対象課

財政課、契約検査課、税務事務所（市民税課、資産税課、収税課）

(2) 監査の対象期間

令和7年4月1日から令和7年6月30日まで

(3) 監査の実施期日

ア 書類監査

令和7年7月15日から令和7年8月1日まで

イ 委員監査

令和7年8月7日

(4) 監査の結果

契約事務について

個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日から同法の規定が地方公共団体にも適用されることに伴い、水戸市個人情報保護条例を同日付で廃止した。しかしながら、同日以後に締結した電子契約サービス利用に関する契約において、廃止された水戸市個人情報保護条例の規定を引用していた。(契約検査課)

#### 4 市民協働部

(1) 監査の対象課

市民生活課（五軒市民センター、竹隈市民センター、常磐市民センター、寿市民センター、渡里市民センター、石川市民センター、飯富市民センター、笠原市民センター、堀原市民センター、稻荷第二市民センター、大場市民センター及び鯉淵市民センターを含む。）、防災・危機管理課、生活安全課、文化交流課、スポーツ課、体育施設整備課、男女平等参画課

(2) 監査の対象期間

令和7年4月1日から令和7年11月30日まで

(3) 監査の実施期日

ア 書類監査

(ア) 市民協働部（市民センターを除く。）

令和8年1月6日から令和8年1月27日まで

(イ) 市民センター

令和7年5月14日から令和8年1月8日まで

イ 委員監査

令和8年2月6日

(4) 監査の結果

特記すべき事項はなかった。

## 5 生活環境部

### (1) 監査の対象課

環境保全課、衛生事業課（見川クリーンセンター、堀斎場及び下入野斎場を含む。）、ごみ減量課、廃棄物対策課、清掃事務所（清掃工場を含む。）

### (2) 監査の対象期間

令和7年4月1日から令和7年10月31日まで

### (3) 監査の実施期日

#### ア 書類監査

令和7年12月8日から令和8年1月7日まで

#### イ 委員監査

令和8年1月22日

### (4) 監査の結果

特記すべき事項はなかった。

## 6 福祉部

### (1) 監査の対象課

福祉総務課、生活福祉課、障害福祉課、高齢福祉課、福祉指導課、介護保険課

### (2) 監査の対象期間

令和7年4月1日から令和7年10月31日まで

### (3) 監査の実施期日

#### ア 書類監査

令和7年12月1日から令和7年12月16日まで

#### イ 委員監査

令和8年1月14日

### (4) 監査の結果

特記すべき事項はなかった。

## 7 こども部

### (1) 監査の対象課

こども政策課、子育て支援課（こども発達支援センターを含む。）、幼児保育課（新原保育所、緑岡保育所、城東保育所、緑岡幼稚園及び内原認定こども園を含む。教育機関である幼稚園については補助執行として財務事務を幼児保育課が担当）

(2) 監査の対象期間

令和7年4月1日から令和7年7月31日まで

(3) 監査の実施期日

ア 書類監査

(ア) こども部（保育所、幼稚園及び認定こども園を除く。）

令和7年9月1日から令和7年9月26日まで

(イ) 保育所、幼稚園及び認定こども園

令和7年9月1日から令和7年9月9日まで

イ 委員監査

令和7年10月14日

(4) 監査の結果

特記すべき事項はなかった。

## 8 保健医療部

(1) 監査の対象課

保健所（保健総務課、保健衛生課（動物愛護センターを含む。）、健康づくり課、感染症対策課）、国保年金課

(2) 監査の対象期間

令和7年4月1日から令和7年7月31日まで

(3) 監査の実施期日

ア 書類監査

令和7年9月2日から令和7年9月22日まで

イ 委員監査

令和7年10月14日

(4) 監査の結果

特記すべき事項はなかった。

## 9 産業経済部

(1) 監査の対象課

商工課、観光課、農政課、農業環境整備課、農産振興課、公設地方卸売市場

(2) 監査の対象期間

令和7年4月1日から令和7年9月30日まで

(3) 監査の実施期日

ア 書類監査

令和7年10月27日から令和7年11月14日まで

イ 委員監査

令和7年11月25日

(4) 監査の結果

特記すべき事項はなかった。

## 10 建設部

(1) 監査の対象課

建設計画課、道路管理課、道路建設課、生活道路整備課、河川都市排水課、建築課、土木補修事務所、内原建設事務所

(2) 監査の対象期間

令和7年4月1日から令和7年8月31日まで

(3) 監査の実施期日

ア 書類監査

令和7年10月10日から令和7年10月29日まで

イ 委員監査

令和7年11月11日

(4) 監査の結果

特記すべき事項はなかった。

## 11 都市計画部

(1) 監査の対象課

都市計画課、建築指導課、公園緑地課、市街地整備課（東前地区開発事務所及び内原駅南口周辺地区整備事務所を含む。）、住宅政策課

(2) 監査の対象期間

令和7年4月1日から令和7年8月31日まで

(3) 監査の実施期日

ア 書類監査

令和7年10月1日から令和7年10月17日まで

イ 委員監査

令和7年10月28日

- (4) 監査の結果  
特記すべき事項はなかった。

## 12 会計課

- (1) 監査の対象期間  
令和7年4月1日から令和7年5月31日まで
- (2) 監査の実施期日
- ア 書類監査  
令和7年5月15日から令和7年5月20日まで
  - イ 委員監査  
令和7年6月27日
- (3) 監査の結果  
特記すべき事項はなかった。

## 13 消防局及び消防署

- (1) 監査の対象課  
消防総務課、火災予防課、消防救助課、救急課、北消防署、南消防署
- (2) 監査の対象期間  
令和7年4月1日から令和7年5月31日まで
- (3) 監査の実施期日
- ア 書類監査  
令和7年5月21日から令和7年6月4日まで
  - イ 委員監査  
令和7年7月25日
- (4) 監査の結果  
特記すべき事項はなかった。

## 14 上下水道局

- (1) 水道部
- ア 監査の対象課  
水道総務課、経理課、水道整備課、給水課、浄水管理事務所

イ 監査の対象期間

令和7年4月1日から令和7年6月30日まで

ウ 監査の実施期日

(ア) 書類監査

令和7年8月18日から令和7年9月8日まで

(イ) 委員監査

令和7年10月3日

エ 監査の結果

契約事務について

配水管等漏水調査業務の委託契約において、受託者が委託業務の処理を他に委託する場合には、書面により委託者の承諾を得ることとされているが、業務の再委託の承諾を求める書面において、再委託をする業務の内容が明確になっていなかった。  
(給水課)

**(2) 下水道部**

ア 監査の対象課

下水道総務課、下水道計画課、下水道整備課、下水道施設管理事務所

イ 監査の対象期間

令和7年4月1日から令和7年6月30日まで

ウ 監査の実施期日

(ア) 書類監査

令和7年8月19日から令和7年9月1日まで

(イ) 委員監査

令和7年10月3日

エ 監査の結果

特記すべき事項はなかった。

**15 教育委員会**

(1) 監査の対象課

ア 教育部

教育企画課、学校管理課、学校保健給食課、学校施設課、生涯学習課、歴史文化財課（埋蔵文化財センターを含む。）

イ 教育機関

緑岡小学校、飯富小学校、河和田小学校、上中妻小学校、鯉淵小学校、内原小学校、緑岡中学校、飯富中学校、内原中学校、学校給食共同調理場、みと好文カレッジ、少年自然の家、博物館、中央図書館、総合教育研究所（教育研究課）

(2) 監査の対象期間

ア 教育部及び教育機関（小学校及び中学校を除く。）

令和7年4月1日から令和7年9月30日まで

イ 小学校及び中学校

令和7年4月1日から令和7年7月31日まで

(3) 監査の実施期日

ア 書類監査

(ア) 教育部及び教育機関（小学校及び中学校を除く。）

令和7年11月10日から令和7年12月5日まで

(イ) 小学校及び中学校

令和7年9月1日から令和7年9月9日まで

イ 委員監査

令和7年12月25日

(4) 監査の結果

財産管理事務について

ア 物品の出納について、教材用薬品類は薬品受払簿に出納を記録し、常にその状況を明らかにしておかなければならないが、所管する教材用薬品類について、薬品受払簿に記録されていないものがあった。（緑岡小学校、内原中学校）

イ 財産事務取扱者は、毎会計年度の歳入に係る債権以外の債権について、毎月末現在でその増減状況を会計管理者に通知しなければならないが、吉沢小学校臨時駐車場賃貸借契約に伴い差し入れた保証金について、会計管理者に通知していなかった。

（学校施設課）

## 16 選挙管理委員会事務局

(1) 監査の対象期間

令和7年4月1日から令和7年5月31日まで

(2) 監査の実施期日

ア 書類監査

令和7年5月15日から令和7年5月27日まで

イ 委員監査

令和7年6月27日

- (3) 監査の結果  
特記すべき事項はなかった。

## 17 監査委員事務局

- (1) 監査の対象期間  
令和7年4月1日から令和7年5月31日まで

- (2) 監査の実施期日  
ア 書類監査  
令和7年6月16日  
イ 委員監査  
令和7年6月27日

- (3) 監査の結果  
特記すべき事項はなかった。

## 18 農業委員会事務局

- (1) 監査の対象期間  
令和7年4月1日から令和7年5月31日まで

- (2) 監査の実施期日  
ア 書類監査  
令和7年5月15日から令和7年5月26日まで  
イ 委員監査  
令和7年6月27日

- (3) 監査の結果  
特記すべき事項はなかった。

## 19 議会事務局

- (1) 監査の対象課  
総務課、議事課

- (2) 監査の対象期間  
令和7年4月1日から令和7年5月31日まで

(3) 監査の実施期日

ア 書類監査

令和7年5月16日から令和7年5月22日まで

イ 委員監査

令和7年6月27日

(4) 監査の結果

特記すべき事項はなかった。